

埼玉県土地地区画整理事業  
県道整備費交付要綱

埼玉県都市整備部

## 埼玉県土地区画整理事業県道整備費交付要綱

### (趣 旨)

**第1条** 県は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）

第2条に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）の県道整備の促進を図るため、市町村が施行するもの（以下「市町村施行」という。）又は組合等（法の規定に基づき事業を施行する土地区画整理組合（土地区画整理組合の設立に必要な数の地権者（施行予定地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者）が参加している準備組織を含む。）、個人施行者（「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（昭和50年法律第67号）第10条の規定に基づく特定土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）を単独で又は共同して施行する公的主体に限る。）、農住組合（特定土地区画整理事業を施行するものに限る。）、独立行政法人都市再生機構及び埼玉県住宅供給公社をいう。以下同じ。）が施行するものに対し土地区画整理事業に要する経費の補助を市町村が行うもの（以下「組合等施行」という。）であって、その施行区域内に都市計画決定済みの県道等（県道及び県へ移管することについて市町村長と知事との間に協議が成立している道路をいう。以下同じ。）を含むものに対し、予算の範囲内において、「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日国官会第2317号）第6の一に定める事業に充てるため、市町村施行においては施行者に、組合等施行においては補助する市町村に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の算出)

**第2条** 補助金は、次により算出した額とする。

市町村施行においては「土地区画整理補助事業の実施細目の改訂について（平成15年6月10日付け国都市第85号）」国通知別紙第1「公共団体等区画整理補助事業実施細目」、組合等施行においては同通知別紙第2「組合等区画

整理補助事業実施細目」により国に了承された実施計画書の基本事業費のうち、都市計画決定済みの県道等に対する事業費（以下「県道等整備費」という。）の3分の1を限度とした額とする。

**（各年度の補助金額）**

**第3条** 各年度の補助金は、前条で算定した額に当該年度の県道等整備費に係る国庫補助事業等に係る事業費の割合を乗じて得た額を限度として、知事の定める額とする。

〔限度額算定式〕

$$\frac{1}{3} \times \begin{array}{l} \text{県道等整備費に係る} \\ \text{国庫補助事業等の当該年度の事業費} \end{array}$$

**（申請書の様式等）**

**第4条** 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1-1号及び1-2号のとおりとする。

2 第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度、県が定め、別途通知する日とし、その提出部数は、1部とする。

**（記載事項等）**

**第5条** 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

**（交付決定通知書の様式）**

**第6条** 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2-1号及び2-2号のとおりとする。

**（報告書の様式）**

**第7条** 規則第13条の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定めるとおりとする。

(1) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたい時を含む。）

に提出するもの 様式第3-1号

(2) 補助金の交付の決定に係る会計年度（以下「事業年度」という。）が終了

したときに提出するもの 様式第3-2号

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び事業年度の終了の場合を含む）した日から起算して30日を経過した日又は補助事業年度の末日のどちらか早い日までとする。

#### （補助金の交付）

**第8条** 県は、事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、補助事業の遂行の度合いに応じ、補助金の概算払いをすることができる。

2 補助金の交付は、様式第4号の請求書に基づき行うものとする。

#### （額の確定）

**第9条** 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号の通知書により行うものとする。

#### （残存物件）

**第10条** 補助事業者は、補助事業が完了した場合において、補助金の交付の対象となった機械器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料が残存するときは、備品及び材料の残存価格（補助事業等における残存物件の取り扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）の記の2の（5）の規定により算出した額をいう。）に補助の対象となった経費に対する補助金の割合を乗じて得た金額を県に納付しなければならない。ただし、同種の補助事業に備品及び材料を継続して使用する場合はこの限りではない。

#### （繰越）

**第11条** 補助事業者は、予算に定められた繰越明許費について、当該補助金を翌年度に繰越す必要がある場合、様式第6号により申請するものとする。

(書類の整備等)

**第12条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間かつ事業の換地処分の公告があった日の翌年度末まで保管しなければならない。なお、県との協議により保管期間を変更することができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月9日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。なお、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

なお、地方特定道路単独事業については、埼玉県地方特定道路公共団体土地区画整理事業補助金交付要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

なお、令和2年3月31日以前に事業認可を受けた組合等については、従前のとおりとし、別添によるものとする。

**(補助)**

**第1条** 県は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）の規定に基づき令和2年3月31日以前に認可を受けた土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する土地区画整理組合（土地区画整理組合の設立に必要な数の地権者（施行予定地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者）が参加している準備組織を含む。）、個人施行者（「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（昭和50年法律第67号）第10条の規定に基づく特定土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）を単独で又は共同して施行する公的主体に限る。）、農住組合（特定土地区画整理事業を施行するものに限る。）、独立行政法人都市再生機構及び埼玉県住宅供給公社（以下「組合等」という。）に対し、予算の範囲内において、「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日国官会第2317号）第6の一に定める事業に充てるため、補助金を交付する。ただし、法第120条の規定に基づく街路事業（国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業）に係る公共施設管理者負担金を受け又は受けようとする組合等については、この補助は行わない。

2 前項の補助金の交付に関して補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本別添に定めるところによる。

**(補助対象事業)**

**第2条** 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する事業とする。ただし、組合等が施行する特定土地区画整理事業又は独立行政法人都市再生機構若しくは埼玉県住宅供給公社が施行する土地区画整理事業（特定土地区画整理事業を除く）にあつては、第1号から第3号までに掲げる要件のすべてに該当することで足りるものとする。

- (1) 組合等が法第3条の4の規定により都市計画事業として施行する事業であること。
- (2) 施行地区の面積が原則として10ヘクタール以上（人口集中地区（D I D）に係る又は隣接する区域に存する地区にあつては5ヘクタール以上）であること。
- (3) 街路事業（国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業）の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。
- (4) 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、広場、公園、緑地、河川等公共の用に供する面積の合計が施行地区の面積のおおむね25パーセント以上であること。
- (5) 施行地区内の都市計画において定められた道路（広場を含む。以下同じ。）のうち原則として幅員12メートル以上（人口集中地区（D I D）に係る又は隣接する区域に存する地区、及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条に規定する大都市地域に該当する地区にあつては幅員8メートル以上）の道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費（以下「用地買収方式事業費」という。）が当該事業の総事業費の3分の1以上であること。ただし、施行地区の面積が20ヘクタール以上については、この限りではない。

#### (補助対象経費)

**第3条** 補助金交付の対象となる経費は、組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日国都市第85号）第2に定める補助対象の範囲のうち事務費に係る部分を除くものとする。ただし、これによりがたい場合及び特に必要がある場合においては、県は組合等と協議して定めるものとする。

#### (補助額)

**第4条** 補助額は事業の総事業費から次の各号に掲げるものを減じた額とする。ただし、第2条第1項第5号に規定する道路の用地買収方式事業費の額を限度とする。

- (1) 保留地処分金
- (2) 当該補助金以外の補助金等
- (3) 鉄道負担金
- (4) 公共施設管理者負担金
- (5) 賦課金
- (6) 寄付金その他これらに類するもの。

2 平成21年4月1日以降に事業認可を受けた組合等に対する補助額は、第1項のただし書きに依らず、県が管理する若しくは管理することが予定されている都市計画道路の用地買収方式事業費の額を限度とする。

#### (交付申請)

**第5条** 規則第4条第1項の申請書の様式は、別添様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出部数は、正副2通とする。

3 規則第4条第2項第5号に規定するその他知事が定める事項を記載した書類は、次の各号に掲げる書類とし、その様式及び記載方法は、「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」（平成13年6月27日国都総第2000号）に定める例によるものとする。ただし、組合等は県と協議して書類の一部を省略することができる。

- (1) 工事設計書
- (2) 図面
- (3) 実施予定箇所図（5千分の1程度の平面図に実施予定箇所を明示したもの）

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

#### (交付決定通知書)

**第6条** 規則第7条の交付決定通知書の様式は別添様式第2号のとおりとする。

#### (事業の執行)

**第7条** 事業の執行にあたり請負その他契約を締結する場合には地方自治法第234条の規定に準じて行わなければならない。

#### (状況報告)

**第8条** 組合等は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況に関し、その都度指定する様式で知事に報告しなければならない。

#### (実績報告書)

**第9条** 規則第13条の実績報告書の様式は、別添様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出部数は、正副2通とする。



3 第1項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとし、その様式及び記載方法は、「都市・地域整備局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて」（昭和45年6月23日建設省国都総発第171号）に定める例によるものとする。

(1) 発生物件精算調書

(2) 材料精算調書

(3) 備品精算調書

(4) 完了箇所図（5千分の1程度の平面図に完了箇所を明示したもの）

4 第1項の実績報告書の提出期限は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止を含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する県の会計年度の末日のいずれか早い日とする。

(2) 補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、県の会計年度の末日とする。

#### （補助金の交付）

**第10条** 県は、事業の円滑な実施を図るために必要があると認められたときは、補助事業の遂行の度合いに応じ、補助金の概算払いをすることができる。

2 補助金の交付は、組合等の提出する補助金交付決定通知書の写しを添えた別添様式第4号の請求書に基づき行うものとする。

#### （額の確定）

**第10条の2** 規則第14条の補助金の額の確定通知は、別添様式第5号の通知書により行うものとする。

#### （残存物件）

**第11条** 組合等は、補助事業を完了した場合において補助金の対象となった機械器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料が残存するときは、備品及び材料の残存価格（補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省会発第74号）の記の2の（5）の規定により算出した額をいう。）に補助の対象となった経費に対する補助金の割合に乗じて得た金額を県に納付しなければならない。ただし、知事の承認を得て同種の補助事業に備品及び材料を継続して使用する場合には、この限りではない。

#### （書類の整備等）

**第12条** 組合等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間かつ事業の換地処分公告があった日の翌年度末まで保管しなければならない。なお、県との協議により保管期間を変更することができるものとする。

3 前項に規定する保管期間を経過する前に組合等が解散しようとするときは、組合等の主たる事務所を管轄する市町村の長に第1項に規定する帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

#### （書類の経由）

**第13条** 規則に基づき知事に提出する書類は、組合等の主たる事務所を管轄する市町村の長を経由しなければならない。